

教団論

—— 布教組織構成に関する歴史的考察 ——

宮 崎 英 修

(日蓮宗現代宗教研究所長)

鑑冠日親上人といえ、法華經の弘通には比類のない忍難慈勝・死身弘法の勇猛精進の人として知られています。上人の輝かしい大きな成果のもとには、どのような基盤があったかということを考えてみたいと思います。

『本法寺縁起』という、日親上人自筆の記録がありますが、それには、二十一歳から八十一歳までの六十一年の間に寺院を建立すること三十有余、公武を諫諍すること八箇度、「兩寺之堂宇を破られ、数々の見擯出の明鏡を磨き、嗷問禁獄の呵責を蒙る」と、上人自身が記録をとどめておられます。

日親上人は、上総の生まれ、上総の埴谷左近将監重継(法名日繼)の子供で、兄を千代寿竜法師(千代寿竜丸)、弟を寅菊丸(日親)と申しました。埴谷左近将監の兄、或は弟ともいわれる榮寿丸(日英)のもとにあずけられ出家得度したのであります。

日親上人は応永十四年(一四〇七)の生まれ、同三十二年、十九歳の時に九州総導師職に選ばれて下向したと伝えられています。しかし一、二年で千葉に帰り、同三十四年、二十一歳の時に上洛、一条戻橋のもとに立つて説法を始めました。これが日親上人の最初の説法であります。日親自身は、二十一歳応永三十四年の事柄を記録しており、十九歳の時に九州に発ったということは書いていません。中山の相伝では、十九歳の時に、日親上人は九州に下られた

と記されている。これは『日親上人徳行記』の説であります。日親上人は寺院を建立すること三十有余、公武を諫諍すること八箇度というような中に、日親上人の輝かしい弘教の効果が出てくるのでありますが、その活躍する基礎となつたものは何であるかといえますと、それは、師範妙親院日英上人の弘通教化の上にたてられた功業であるわけです。

日英は『讓狀』を記していますが、「讓狀 定置条々事」とあります。これは、応永二十四年八月に、千代寿竜（千代寿竜法師）・寅菊（寅菊法師）の二人に与えられたものでありまして、千代寿竜というのは、後に法宣院の第三世になつた日国であり、寅菊丸というのが日親上人であります。

「定置条々」、これは応永二十七年のことですが、この『讓狀』によると、応永二十四年の『讓狀』の後にこれを書いていっていることがわかります。ここに「末寺講演職等の事」という条目があります。その最後のところに、「右の所々は兩人として支配せしむべき也。仍つて注文件の如し」として、応永二十四年、四年の字は二を二つ並べた二が書いてありますが、これは四であります。これは、先の応永二十七年からみると、三年前のことで、日英は応永三十年に七十七歳で亡くなつていますから、『讓狀』を認めてから三年後に、亡くなるのであります。この『讓狀』の中には、こういうことが書いてあります。「定置条々の事、御門徒の御法則は、代々御先師おきのみ置文の上は、始めて註するに及ばず。妙宣寺は私の本寺たる上は、鎌倉妙隆寺、洛中の妙法寺、武州の妙昌寺以下、諸国の末寺講坊等、妙宣寺に違背せば、日英の弟子たるべからず」というふうな、まず第一番に私本寺、私の本寺であるところの妙宣寺に、末寺講坊のものは従わなければならない、と定めています。

また、この『讓狀』六カ条の六番目の条目に、「日英の弟子檀那、未来永々に至るまで、御本寺に違背し申すべからず。もし違背せば弟子たるべからざるなり」というふうな決めた。すなわち、妙宣寺の弟子・檀那は御本寺中山妙宣

寺に違背してはならないということを、ここに厳しく定めたのであります。

この日英の『讓状』に出てくるところによりますと、妙宣寺は私の本寺（私本寺）である。妙宣寺という本寺があつて、末寺講坊等の諸末寺がある。この諸末寺は妙宣寺に直結するものであり、この妙宣寺の力が中山本妙寺に直接いくわけであります。当時中山には、金沢六浦の上行寺、真間の弘法寺等の大きな寺がありますし、九州には松尾山光勝寺がありますが、ともかくもそういう大きな本寺があつて、その本寺と同等の地位に妙宣寺というものが、私の本寺、私本寺として肩をならべていたのであります。結局、弘法寺にしても、六浦の上行寺にしても、それぞれに末寺をもっているのであります。その末寺の力が本寺である弘法寺とか、上行寺とか、妙宣寺とかに集結されて、その総本寺である、中心の本妙寺に集中されたのであります。

現在の、いわゆる中央集権的な新興教団、立正佼成会にしても、日蓮正宗にしても、靈友会にしましても、すべての宗教的な組織とは、班とか地区・支部の力、地方々々の力が結集されて、それが各県の本寺的性格のところにもつてこられる。そしてこれが靈友会本部とか、立正佼成会であるとかいうところまでいくわけです。ですから昔のそれぞれの教団の組織力というものは、今のように分散したものではなくて、すべて本寺に直結し、本寺によつてその力がすべて総本寺に結集されていく。ここで大きな総合されたところが外部にむかつて奮われたわけであります。

さてここで、私の本寺であるところの妙宣寺は、どういふふうな組織があるかというに、「所々の導師職、末寺等、千代寿竜法師、寅菊丸の兩人に申付け候。次に御経御本尊等は、兩人計りとして御志方々へ子細申付け候」と記されていますが、導師職・所々の末寺講演職等は、この二人に讓つたのである。

では、どのような末寺講演職があるかというに、「末寺講演職等事」には、末寺講演職は二十七カ寺記されておりますが、『妙隆寺古記』によりますと、七十六カ寺と記されております。妙隆寺とは、鎌倉小町の妙隆寺のことでありま

すが、これにあげられた七十六カ寺は、妙宣寺の日英上人によってひらかれたものであるとされていますが、英師の二十七カ寺、親師の三十六カ寺を一緒にしたのが、妙隆寺の大略の開創記録になったのではないかと思われま

す。「末寺講演職等の事、上総国、絹村蓮明寺、周東郡上村板御堂（今は破壊）、同国形部踏谷（今は破壊）、同郡南長石頭妙寺、雁田小等等、房州下佐久間法華堂等、埴谷小原妙経寺（絹村当時大慶は寅菊丸に申付く）——これは妙経寺に落慶の法要でもあったのでありましようか、この時の慶事の主宰は寅菊丸に申し付けたと記されています——、下総国松崎顕実寺——顕実寺は後に日蓮宗最初の檀林で松崎檀林といわれ、この学問所は常寂院日耀によって設けられます——、同国飯塚阿弥陀堂並びに講坊、八日市場講（退転）、同国新田、同本真寺遠山方（小管講演）、同国八幡猫真講（今は破）、檀那等、鎌倉小町の妙隆寺（形の如く再興）、同片瀬龍口院並びに檀方、武州府中妙昌寺並びに檀方等、同平子講演檀那等、同国狛井の檀那、足立郡河田谷檀那中、同斉騎郡小林妙福寺敷地免田島等、同じく種垂講、御堂等、猪俣堂、同じくす禰村（今は破る）、同郡小石川檀那中、洛中妙法寺、海道諸末寺等」、こういうふうになげられています。この中で、「今は破るとか、退転とか破壊」というのは、英師が布教の根拠地として新しく設け或いは中興しましたけれども、現在は自分のところから離れてしまった、破壊してしまったという意味であり、あるいはまた、「今は返る」というのは、一時自分の手元から離れたが再び帰ってきたというふうな、破壊とか、帰るとかいうことは、この妙宣寺教団の坊・院・講とかいうものの新陳代謝を表わすものであるといえましよう。

この中にもう一つ注意をうながすものがあります。というのは、「片瀬の龍口院並びに檀方」とあることです。片瀬の龍口院は、現在、池上末になつてゐる龍口寺のことですが、龍口寺の縁起を見ますと、和泉阿闍梨日法の開基で、池上本門寺十三世日尊が慶長六年（一六〇一）に建立したといわれています。慶長六年に建立されたと申しますが、慶長から三十年後の寛永十年（一六三三）十一年に幕府に提出された『寛永末寺帳』には、中山門流・中山の末寺として

記載されているから、池上本門寺の日尊が慶長六年に建立したという所伝については、けいしゅう軽忽には認められず、充分考えなければならぬと思います。この龍口院は、今申しましたように、日英がこれを創設しました。

日英はここに自分の開創したところとして記していますが、顕本法華宗の開山の日什は、明徳二年（一三九一）九月、京都から関東に帰ってくる時に、古くより日蓮聖人のお墓であると伝えられている五輪の供養塔が龍ノ口の道端にありますので、ここに参詣しその碑の前で方便品と自我偈の両品を読み回向して発された、と日什随従の弟子日蓮は『門徒古事』（日蓮記ともいう）に書きとめています。

さて、明徳三年に南北朝が合流し、同五年七月に応永元年と元号がかわります。そうしますといまのべた讓状（未寺講演職等事）は応永二十四年に作られた記録であります。この応永二十四年に作られた記録によりますと、龍口寺は、応永元年からわずか三、四年前までは、まだ五輪塔の建っていたささやかな小さな場所にすぎなかつた。それを日英が再興し、そして信徒・檀方までついているというのです。すなわち、日英上人は応永三十年に七十七歳で亡くなつていきますから、七十一、二の頃のことでしょう。七十一、二歳の頃すでに龍口院というお堂があつたのですから、たとえば、応永の初年に日英が建てたとしますと、約三十年前に、四十歳の頃に龍口院ができていたことになります。あるいは、もう少し年月をみまして、応永十年頃、日英が六十歳の頃に龍ノ口の龍口院ができたものであるか、こういうことも考えられるわけであります。

現在では、今申しましたように、池上門流になっていきますけれども、『寛永末寺帳』には明らかに中山の末寺として記録されていました。とにかく、このような末寺・講・坊の組織をうちたてた侍従日英の布教組織をみると、中山本妙寺に帰属するところの本寺として、たとえば弘法寺、あるいは六浦の上行寺、埴谷の妙宣寺等を見ますと、埴谷の妙宣寺は私の本寺、私本寺である。この私本寺の支配下に寺院・講・道場・坊などができている。そしておそらくそ

の寺院には、弟子たちがおりますから、その弟子たちがまた自分たちの力によって坊・講などを組織したであろうことも当然推測できましよう。かくして中山本妙寺は、妙宣寺・弘法寺等の本寺を支配下にもち、その下に各々の末寺をもち、その末寺の下にさらにまた弘通組織としての道場・講・坊などが組織されていたわけです。

そういうふうな、孫末・ひ孫末の現在の寺院の歴史をみますと、孫末・ひ孫末なんていうのは少しもめざらしくありませんし、本寺に対し別に大きな貢献をするわけでもありませんが、当時としては、なかなか大きな組織力が形成されていったものであるということが、わかるのであります。

このような日英の寺院組織、すなわち本寺とそれに付随する講とか、坊とか、道場とかの組織は、実はすでに昔からあるのであります。日蓮聖人の御書の中に、たとえば「八日講」であるとか、「天台大師講」であるとかいうような講組織が、日蓮聖人の頃すでに形成されていきました。文永六年六月のことですが今月の大師講を開くのに、「今月は明性房が番にあたっているが、明性房は具合が悪く差支えるので、だれかに引き受けてくれないかと申し込んでいる。もしできる人があるならば、あなたの方から指名して勤めていただきたい。しかし、都合がわるければ他の方に申します」というような内容を富木常忍に出されています。こうしてみますと、八日講という日時を定めた講、あるいは二十三日という天台大師講を定めた講など、こういうもの、何日講とか、名前を付けた講が行なわれていた。そしてまた各々の弟子が各々の坊を持ち、その坊に続く檀那があつたということがわかりますし、ある方面の人に都合がつかねば、他の方面に申し入れができるという余裕があつたこともわかります。

弘安の三年末頃の『兩人御中御書』によりますと、次のようなことがわかります。弘安二年の熱原法難のうちに大進阿闍梨が亡くなりますが、大進阿闍梨の持っていた住坊が無住になつた。その坊を大進阿闍梨は遺言して弁阿闍梨にここを譲るといふ譲状までのこしておいたそうである。にもかかわらずそこは今だに人が住まないというが、

どういうことであるか。冬になると火事が多く、もしも火を出したら損でもあるし、また人に笑われよう。早く大國阿闍梨と池上宗仲の二人は、二人のはからいとしてこの坊を解体し、弁の阿闍梨の坊を修理をし広くするように、と日朗・宗仲に申し入れておられる。

このように、聖人の時代に、すでに坊・講を中心とする布教組織というものがありません。

もちろんこの組織は、聖人の門下諸師にうけつがれているのですが、いま中山法華寺の開祖である富木常忍の伝承の場合を見ましよう。常師の組織はといいますと、常師の『置文』に、講衆と一結衆と俗別当というものがあつた。その中に、本寺——若宮法華寺であります——、若宮法華寺の住持、本寺として持つところの権限、即ち本寺権の問題があります。『置文』に、「僧徒講衆等互に思ひ相ふべき事」というのがあります。ここには、「一結衆に於ては、一味同心の思ひをなすべきの処に、日常存生の時すら、ややもすれば口論を至し、遺恨を結ぶ人々これ多し」とあります。一結衆といい、講衆というような組織がすでに結ばれていたことが、わかりますが、この後に、貫首権・本寺権のことが出てきます。「ややもすれば口論を至し、遺恨を結ぶ人々これ多し。況や死後は、いよいよ諍論を増す事これを歎き思ふ処なり。よつて自今以後は、道俗を論ぜず、口論を好み、僻事を致す輩に於いては、衆議の評定を経て、親疎を撰ばず、科の軽重に随つてこれを行なわねし。もしまた猶以て違犯せば、門徒を擯出すべし。かくのごとき事等は、帥殿さうだんの事は申すに及ばず、及河七郎、俗別当のごとき取沙汰有るべし」とありますが、ここに貫首権と共に、及河七郎という俗別当の存在、俗別当の職権が記されています。

すなわち、常師の時に、いわゆる若宮門徒の中に、講衆・一結衆という存在があつた。また俗別当が備えられて、真間山弘法寺には兵部阿闍梨日揚の後見として俗別当の及河七郎がいたわけです。そしてここに出てくる貫首権の権限としましては、日蓮聖人の御書並びに六十巻以下の聖教を持ち出してはいけないうこと、即ち寺有財産の管理とか、

世間・出世間にわたるところの論議についての決裁などが、ここに出てきます。また、衆徒に対してこれを処罰したり、褒賞したりするところの進止権というものも、ここに明記してあります。

こういうふう^にに中山においては、本寺における財産（本尊・聖教・土地・家屋など）の管理、聖教の護持、衆徒の進止権というものが、すでに現存していたことがわかるのであります。この頃はまた中山（若宮門徒）には、大した末寺はありませんから、あまり末寺ということについて、言及はされていません。

ところが、二代日高、三代日祐の頃になりますと、ところどころに末寺ができてくる。日高の『讓状』に、「讓与、法華寺本妙寺並びに若宮別当職、彼岸田、谷中郷の内、紀平三の名、牛尾村の内、權守四郎の名等の事」と、諸所の地が讓られています。次に坊・講・末寺についてであります。右、大輔日祐に讓与するところ実なり。令法久住は、日高が末弟たるべからざる上は、何れの寺並びに本尊聖教たりといえども、違背の時は日祐この状を讓状として知行なすべきものなり。この寺々の末寺等の数多出来すといえども、未來永々に至り、本寺師匠の成敗に背くに於いては、日高が末弟たるべからざる者なり」と、本寺の權限、いわゆる貫首の權限というものを、きわめて厳密に定めています。

常師の時になつたものとしましては、所々の堂職、末寺衆徒の進退、末寺に備わっている本尊・聖教等すべてこれ中山の末寺であるからには、すべて中山の進退に属すべきものである。こういうふう^にに申しまして、従来の衆徒の進止権というものが、堂職、末寺、修徒の進止権に加わってくるのでありまして、日高・日祐の時に中山門流がそれだけ大きくなつていったということが、これで推測できるわけであります。

次に、第三世日祐の『讓状』をみますと、所々に末寺が増加していることがわかります。その『讓状』に、「妙光寺以下所所の末寺」というのは、下総多古の妙光寺でありますが、この多古の「妙光寺以下所所の末寺、同じく日尊に讓与するところ実なり」と、土地・財産が増えているということがわかります。

もう一つ俗別当について申しあげてみますと、俗別当という言葉は、富木常師の『讓状』にはじめて出てきます。その後、出てきますのは、有力な俗別当としましては、京都の妙覚寺で、松田左近將監が俗別当として臨んでいます。松田というのは、備前法華の大きな推進力になった豪族であります。この松田左近將監が妙覚寺の俗別当をつとめているのであります。はつきりとした俗別当という言葉が出てくるのは、私はまだ富木常師の『置文』と妙覚寺の俗別当しかわかりませんけれども、今申しました日高の『讓状』に、胤貞が加判しております。「正和三年四月二十日日高在判 平胤貞在判」としてありますが、これは正和三年四月二十六日の記録であります。

さて、日高は正和三年四月二十六日、五十八歳で亡くなります。すなわちこれは正和三年四月二十六日亡くなる日の記録であります。それでは、これは日高が書いたのかというと、そうではありません。すでに書いておいて、亡くなった日に、讓状として胤貞がこれに連名を入れたのであります。ところで、今は日蓮宗宗学全書上聖部に載せてありますけれども同じ日付のものの中で、日高が加判をしていない、胤貞だけが書き判をしたものもあります。上聖部に載せてあるものによりますと、最後にこう書いてあります。置文を書きまして、「右定むる所、正法を信受し日高を輕しめざる人々は、固くこの置文を守り、違犯するべからず。もし違犯の輩に至つては、富木殿並びに日高が命に背くにより、永くこの一門たるべからず。また日高が跡を知行すべからず。遠くこの置文を書き置かるといえども、僧鶴林に及んで御判形に能わざる間の、胤貞加判し畢ぬ。仍つて置文の状件の如し」といい、胤貞だけが花押を加えています。これは正和三年四月二十六日付の讓状で、「遠くこの置文を書き置かる」といいますから、あらかじめこの讓

状がすでに前に書かれていたものであることが、理解できたと思われます。

次に、中世末における中山日侘にちごんの教化の例です。この日侘という人は、十三歳の時に貫首になった人で、いわゆる稚児貫首ちごのそうそうたる人であります。千葉中村日本寺に「行木沙門日源授与之生年十三歳、大永七年（一五二七）十二月十四日」とある本尊は、正しく日侘十三歳の時のものです。この人が中山の祈禱法というものを定着させたといわれていますが、この人は、実は一結衆、あるいは一結衆の組織、講の組織というものを、読経・唱題のこの二つの方法で信仰をまとめ、行法を勧めて定着させていったようで、一結衆に対して授与されたご本尊が多く残っています。日侘の天正五年（一五七七）五月二十六日染筆のご本尊に、「右大乘妙典一千部読誦開眼処也」と書いてある。これは、唐竹の妙光寺に常住本尊として授与したもので、その下に一結衆があげてあります。顕光律師日真、敬林坊日悦など僧分が上段に十三名、下段に檀那方山室治左衛門、平山和泉守日助など十一名の名が連ねてあります。言うまでもなく、この平山というのは、飯高檀林を創設した平山一族の人達であります。このご本尊に、一結衆合計二十四人の名が書かれてありますが、一結衆というのは、大体このように二十名乃至、三十名位の人数で集まっております。次に、日侘が常住した、千葉県八日市場の賢徳寺の場合でございますが、首題一千部読誦の契約人数は約三十名が書かれてあります。大田区で出している「史誌」に、随分ていねいな石碑・石塔を調査した記録がのっています。首題一千部、首題一万部、あるいは首題百部と刻ほりあげられているわけでありまして、その解説者は、これらの首題を唱えること百回、千回、一万回に及ぶがこれを百部、一千部、一万部としたと解説してあります。しかしこれは思いちがいで、実に首題一部といえますのは、法華經一部の文字は、よく知られているように、六万九千三百八十余字といわれています。即ち約七万字でありますから、お題目を一万編唱えると、約七万字になりますから、法華經一部二十八品を読んだことになるのです。これが首題一部であります。ですから首題百部というのは、百万編

唱えることであります。

そういうふうになりますと、一人ではなかなかできませんので、いわゆる千部会、万部会といって法華経を千部・万部を読む大法要がそうでありませけれども、多人数の力を寄せ集めて唱題を行なうわけです。たとえば、京都妙顕寺が四海唱導の道場、四海唱導といわれるようになったのは、三千万部の読誦の功業であります。三千万部という方もない数でありますけれども、このように多くの人々が読むわけにあります。だから首題千部というのは、当然一人ではなく、お経をたくさん読む、お題目をたくさん唱える組織のもとに、人々を二十人から三十人ほど集めて結縁させたのが、一結衆であります。このような一結衆が、日唄の時に盛んに行なわれていたのであります。中尾堯著『中山法華経寺史料』の本尊部の中に、一結衆に授与された本尊が沢山紹介されています。

また、講会(講)についてですが、日蓮聖人の八日講とか、天台大師講とか、何日講あるいは土地や人の名前によってたてる八日市場講とか、たとえば十三日講とか、あるいは中山の第五世日蓮、この人は日親上人の師匠になる人でもあります、日蓮の本尊の中に二十講という講に授けたものが杉田の妙法寺にあります、この二十講というのは、講が二十あったのか、それとも二十日の講ということなのかということに迷って、結局、若い頃は、二十講というのは数、日数のことであろうと推測しております。ところが、先の中尾教授の著書を拝見しまして、千葉県多古の正覚寺に二十日講というのが載っています。同じ日蓮のご本尊に、二十日講というのがありますから、二十講というのは、二十日講のことであるということがわかったのであります。こういうふうに、坊とか、講とか、道場とかいうものの組織の中に、日目を付けて講の名前とした、二十日講や十三日講などがあつたことが、わかるわけであります。このような講組織を最も有効に使用したのが不受不施派であります。いわゆる禁制宗門の不受不施派であります。

寛文五、六年(一六六五・六)に、不受不施義を捨てないところの寺は「寺請け」に取るべからずという寺請け停止

命が幕府から出されます。日蓮宗は、元来はすべて不受不施義を建て前とする宗門でありますから、日奥のころに、あるいは寛永の「身池対論」の頃に受不施派と不受不施派とに分けるのは早すぎず正確ではありません。寛文五、六年にはじめて寺請けが停止され、禁制されてから地下に潜んだ教団組織を、不受不施派というのでありまして、それまでは不受不施義、単に不受不施と呼んでいただろうと思います。

なぜ、このような不受不施の講組織ができたかと申しますと、寛文五年二月十八日に幕府は、全国の寺社領に対して寺社の御朱印の再調査をさせたのであります。その年のおわりの頃に、あまり大きな御朱印のところは削るといったような、要するに御朱印の整理をして幕府の財政を豊かにしようとしたわけです。この時、寺領の御朱印を改めて渡すのですが、その渡す時に、「この御朱印は、ご当家（徳川家）の先祖菩提のため、供養のためである。だから供養としてこれを受け、その受取の手形（証明書）を出すように」と申し渡しました。

日蓮宗の中でも身延や池上等では、前々から寺領というものは国主の供養によって賜ったものであると主張していましたから、寺領には供養の面と、国主の政道の仁恩による仏道修行のために寄進されたとする面と二つの理解があると主張する関東諸山の主張をしりぞけ、寺領は供養に限る、と幕府の決定をのぞみ、働きかけていましたから、今回の御朱印再交付を供養の一方によって下賜されるよう強力に運動をしていたわけです。それがうまい具合に幕府は供養として渡すと申し渡したわけです。不受不施義をたてる関東諸山では、申し渡しの通りに御朱印を供養として受けとるなら、徳川家の誹法・不信の供養を受けることになって、誹法罪を犯すことになりますから、これを断じて拒否いたしました。勿論、受派の身延・池上等の一般的な日蓮宗寺院は、よろこんで手形を出した。またこれについて、非常にこまったのは勝劣派の方でありまして、勝劣派でも誹供受容になると種々に考え苦しんだようですが、結局は供養として受けとるということになり、手形を提出しました。

とにかく御朱印地の寺は、名譽と利益を二つながら兼ねそなえますから御朱印をもらえなければ、いわゆる御朱印寺としての寺格・權威を喪失します。そこで、なんとかして御朱印はほしい。けれども御朱印をもらったならば、供養として受けとった領收書を出しますから、これは謗法になる。御朱印はもらいたくないし、謗法を犯したくない、と苦慮した一部の寺々は、いわゆる「今度の御朱印は徳川家のご慈悲の寄付として戴きます」といって、「今度、御朱印頂戴仕る段、有難きご慈悲にて候地子・寺領ごとごとくご供養と存知奉り候」といって、「御朱印を慈悲・供養として戴きます」と手形を出しました。これらは小松原鏡忍寺・村田妙法寺・谷中感応寺・依智妙純寺・小湊誕生寺の代表五カ寺です。「このたびの御朱印を頂戴つかまつりまして、ありがたいご慈悲であると存じます。慈悲寺領はご供養と存じ頂きます」と申しますと、これは徳川家のご慈悲を感謝し、寺領・地子ごとごとくご供養としてお受け致します、というふうに申すのでありますから、申すまでもないことですが、これは従来の如く供養としていただくということになります。そしてこれは、身延・池上に同心したものであると考えられるわけです。

ところが、ここにのべている供養というのは、上のものが下しもに対して、「供給」し、「供養」するところのものである。この供給と養育の字を取って供養といったわけです。でありますから、「ご慈悲にて候」ということは、御慈悲による寺領で、正しくこれは「ご供養と存知奉り候」といったわけでありまして、あくまで謗法の供養を戴いたのではなく、慈悲悲田として受けたということになります。

ところが幕府の方では、そうは理解しませんから、供養として頂戴すると書いたのでありますから、幕府は「書きもの」をした不受不施派としてこれを認めました。かくして幕府から、供養として受けるという手形（書きもの）をしない不受不施寺院は寺請けに取ることができない、と寺請け停止令が出されます。

そうしますと、不受不施寺院の檀家は自分の寺を持つことはできませんから、公民権を喪失します。公民権を喪失

すれば、これは無宿者・無籍者になる。なんとかしてこれをできないかということ、致し方なく普通の日蓮宗寺院
いわゆる受不施の寺とか、あるいは禅宗や天台宗等の寺の檀家になって、仮に檀徒であると証する判を押し、内心に
は不受不施を信じました。そこで、このように不受を信じた人々を、内信者と申し、また檀家のしるしとなって仮に
判を押ししましたから、「仮判」といいました。この内信者は、内心、心では不受不施を信じますけれど、外面は他宗、
あるいは謗法の人でありますから、内心は浄らかであるけれども、外相は濁っている内浄外濁である。

さて、一方僧侶は、やはり同じように内浄外濁で、寺に住んで内心に不受を信じた内信僧と、寺を捨てて出寺をし
て法義の純粹を守った出寺僧の二通りがありました。寺を出、本寺をすてた無籍流浪の僧を「法中」といいます。信
者の中にも、その法中に随って戸籍をぬき無宿となり、外相・内心共に清浄の人を「法立」と申します。こうしてこ
こに「法中」と「法立」と「内信」という三つの階層・組織が自然に生れ出しました。もう一度申しますと、法中とい
うのが僧、法立というのが信者の中から出て法中と同心した人、それに内信者の三階級によって、江戸幕府の二百年
の間、地下に潜んで法命を持続したわけであります。

「法立」というのは、講中の講元であります。この講中は内信者が五人から多くて二十二人です。今までのものを
見ましても、二十二人より多いものはないようであります。五人から二十人ぐらいの間の人々が、一人の法立に帰属
するのであります。

また、その他の法立に属する内信者二十人の中には、他の法立の中に入っていく者もありますけれども、このよう
な重複の内信者も少なくはなく、そういうふうにして法立は、自分の配下の講の中に内信者を、五人ないし二十人の
内信者をもって一つの講を組織するのであります。一人の法立が、それぞれの講、三つ四つの講を把握する。法中は、
こういう法立が五人も六人もおり、自分の教化組織に入れているわけです。その法中についているところの法立は、

幕吏・藩吏の目を懸命にくらましましたから、法中は方々を歩きまわりながら探索から免れることができたわけで、この内信の講組織が目ざましい成果をあげ得たわけでありませう。この地下に潜んだ秘密教団を、「不受不施派」といいました。

こういうふうな、末端組織と中間組織と、そして頂上の組織、この三つの階級の三つの組織、これは不受不施派独自のものですが、更にこれ以前の本寺、私本寺（いわば中本寺）、末寺・講・坊が講成する一結衆、本・末・孫末等の直結する信仰・地縁・血縁の一体意識が、日蓮宗の上代におけるところの布教の基本的な形式であつたわけです。また江戸時代になって、特に禁制された不受不施の間にあつては、講組織によつて法命を継いでいったところに、日蓮教団の法命の推進、布教の仕方、また人々の把握の仕方について、われわれは学ぶべきことが多くあるのではないか。今日のこの強力な教団のエネルギーの分散・活動を自由、放逸にさせないで、なんとかして勢力をまとめて、一つの大きな活動の根源にしたいものであると念願しておるわけでもあります。

以上で、布教組織の構成に関する歴史的な考察を終わらせて頂きます。